

国における主な動きに関する資料

(参考資料1－1) 外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）（概要）

（令和7年（2025年）6月6日外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議）

(参考資料1－2) 外国人の受け入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議について

（令和7年11月4日外国人の受け入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議（第1回）資料より）

(参考資料1－3) 外国人との秩序ある共生社会の実現について（内閣総理大臣指示）（令和7年11月4日）

(参考資料1－4) 外国人との秩序ある共生社会推進室の設置について （内閣府HPより）

(参考資料1－5) 外国人の受け入れの基本的な在り方の検討のための論点整理（概要）（入管庁HPより）

(参考資料1－6) 特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に関する基本方針の概要

（入管庁HPより）

(参考資料1－7) 分野別運用方針等について

（国有識者会議第3回資料から抜粋）

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）（概要）

基本的な考え方

日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、外国人がキャリアアップしつつ国内で就労して活躍できるようにすることなどにより、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるような環境を整備していく。

それに当たっては、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化や日本語を理解するよう努めていくこと、そして、日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとることが重要。

主な施策

1. 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参考枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《1》
- 「日本語教育の参考枠」に示された日本語教育の内容等に対応した分野別の教育モデルの開発・普及《3》
- 日本語教室空白地域解消推進事業による日本語教室の開設・安定化に向けた支援及び生活場面に応じた日本語を学習できるＩＣＴ教材の開発・提供等《4》
- 日本語教育及び社会にスムーズに定着するための生活オリエンテーション動画の活用促進等《7》

日本語教育の質の向上等

- 日本語教育機関認定の開始及び登録日本語教員の資格制度の円滑な運用《5》
- 企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルの確立《18》**

育成就労外国人の日本語能力の向上

- 日本語教育の質の向上が図られるよう、育成就労計画に盛り込むべき日本語能力の育成目標等の基準の検討等《131》

2. 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

外国人の目線に立った情報発信の強化

- ・「関係者ヒアリング」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案・実施に資する意見の聴取《21》
- ・「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の検討《24》
- ・防災・気象情報の多言語での発信等に係る環境整備等《33》

外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

- ・外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討及び育成就労外国人に対する支援等を適切に行うための外国人育成就労機構の体制整備《36》
- ・F R E S C /フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受け入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等《37》
- ・多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組《38》
- ・生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討《6》

情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進

- ・やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等《49》

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）（概要）—主な施策—

3. ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 子育て中の親子同士の交流、子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施《53》
- 外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルの開発及び全国の自治体や学校等への横展開の実施《59》

「青壯年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

- 日本語指導の「特別の教育課程」を編成・実施している事例の編集及び周知・普及《62》

「青壯年期」を中心とした外国人に対する支援等

①留学生の就職等の支援

- 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進《89》

②就労場面における支援

- 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《90》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施《92》
- 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施等《95》

③適正な労働環境等の確保

- 外国人雇用管理指針上選任が求められている雇用労務責任者に係る講習の試行的実施《98》
- 妊娠・出産等した技能実習生が利用できる制度等の周知・啓発活動《108》

「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討《109》

ライフステージに共通する取組

- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等《22》
- 外国人が犯罪被害者になることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止に向けた取組《116》
- 金融機関における外国人の口座開設等（送金・口座振替・デビットカードの利用を含む）の金融サービスの利便性向上に係る取組等《119》

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）（概要） — 主な施策 —

4. 外国人材の円滑かつ適正な受入れ

特定技能外国人のマッチング支援策等

- 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備 《127》

育成就労制度及び特定技能制度の円滑な運用に向けた取組等

- 育成就労制度の創設等に伴う日本語能力をも向上させる仕組みを含む外国人材の受入れ環境の整備 《131》
- 受入れ機関及び特定技能外国人の利便性向上のための制度運用の変更点等の分かりやすく細やかな周知 《138》
- ODAを通じた送出国・日本間の共創ネットワークの構築・運営 《140》

悪質な仲介事業者等の排除

- ODAを活用した途上国の関係機関との連携強化、外国人労働者への支援等 《152》

海外における日本語教育基盤の充実等

- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進 《13》
- JICAが実施する講師派遣等の支援による「日系四世受入れ制度」の活用促進 《153》

5. 共生社会の基盤整備に向けた取組①

共生社会の実現に向けた意識醸成

- ・外国人との共生に係る啓発月間の推進、各種啓発イベント等の実施《154》
- ・散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究の実施《57》

外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等

- ・在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表《160》
- ・外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施《161》

共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等

- ・専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の支援や受入れ環境整備の促進《163》
- ・民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援事業の実施による情報発信等の充実、強化《164》
- ・相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能を強化した運用《165》
- ・在留資格手続上の利便性向上と正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を目的とした関係機関間の情報連携に向けた取組《166》
- ・オンライン申請の利便性向上や利用率引上げに向けたシステムの改修・検討《167》
- ・マイナンバーカードの取得環境整備及びマイナンバーカードと在留カードの一体化の実現に向けた検討《168》
- ・外国人に関する共生施策の企画・立案に資する情報の提供等《169》
- ・医療費不払外国人への厳格な審査の実施等《43》
- ・外国人の社会保険料の納付義務の履行状況確認、適切に在留審査に反映させる仕組みの検討《125》
- ・国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者に対する適正な資格管理《174》
- ・受入れ機関及び特定技能外国人の納税義務履行状況の確実な把握、その他の在留資格の外国人に対する厳格な審査の実施等《175》
- ・職員に対する研修の充実、出入国管理システムの改修、在留審査手数料の見直し等人的・物的体制の整備を図るとともに、入管DXの一環としての電子渡航認証制度（JESTA）の早期導入の検討等《180》
- ・査証手数料の見直し及びデジタル技術の活用を含む査証業務の最適化と体制強化《181》

5. 共生社会の基盤整備に向けた取組②

外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり

- 先導的な地方公共団体の取組に対する新しい地方経済・生活環境創生交付金による支援の実施《184》
- 日系四世受入れ制度の見直しの実施《185》
- 地方公共団体等との連携による外国人材の地域への定着に向けた地域おこし協力隊員等の活躍促進《188》

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

①在留管理基盤の強化

- 永住者の在留資格の独立生計要件等の明確化及び取消しに係るガイドラインの策定に向けた取組《189》
- 迅速かつ確実な難民等の保護及び支援の実施《191》
- 外国人のマイナンバーカードの普及促進のためのマイナンバーカードの申請支援等《192》
- 就労可能な在留資格の上陸許可基準や審査手法の見直し等による、より適正な在留管理の実現《196》
- 適正な在留管理の実現に向けた資格外活動の違反事例等への対応《197》

②留学生の在籍管理の徹底

- 日本語教育機関に対する実地調査、各種基準等適合性の確認等による日本語教育機関の適正化《199》

③技能実習制度の更なる適正化

- 技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討《100》
- 「やむを得ない事情」による転籍についての周知・啓発及び失踪技能実習生を減少させるための取組の推進《207》

④不法滞在者等への対策強化

- 関係機関間連携、情報収集・分析等によるデジタル社会に応じた摘発及び違反防止等への取組《211》
- 厳格な在留管理の実現のための偽変造在留カード対策の強化等《212》
- 事案に応じた送還形態の一層の充実等による送還及び自発的な出国の促進《215》

外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議について

資料 1

組織体制

外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議

一定の専門性・技能を有する外国人等の受入れ並びに国民及び我が国で生活する外国人にとって安全・安心な、秩序ある共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一體となって総合的な検討を行う

議長：内閣官房長官
副議長：外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣
法務大臣
構成員：その他20閣僚

特定技能制度及び
育成就労制度の基本方針及び
分野別運用方針に関する有識者会議

外国人との
秩序ある共生社会の
実現のための有識者会議

外国人の受入れ・
秩序ある共生社会実現に関する
関係閣僚会議幹事会

今後のスケジュール

11月～12月 「外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議」の開催

1月目途 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の改訂

外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた課題について

(「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)より抜粋して一部改変)

●外国人との秩序ある共生社会の実現

海外活力の取り込みを進めつつ、国民の安心・安全を確保するため、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議など政府横断的な司令塔体制を更に強化し、実態把握や国・自治体の情報基盤整備を行うとともに、法令遵守の徹底、制度の適正利用、透明性の確保の観点から、国内社会のグローバル化を前提としていない制度・運用全般を見直すなど、総合的・施策横断的取組を進める。

(1)出入国在留管理の一層の適正化

入国から出国までの情報の一元的管理の実現のため、2028年度のJESTAの導入を目指す。主要国の水準等を考慮して、査証や入国在留関係手数料の設定・見直しを検討する。

デジタル技術を活用するとともに人的・物的体制を整備し、出入国在留関係審査・管理の強化・高度化、在留支援の充実など共生社会に向けた取組、特定在留カードの導入、難民等の迅速かつ確実な保護・支援、不法就労対策及び被仮放免者の動静監視の強化、不法滞在者ゼロを理念に摘発・送還を行う。

育成就労制度及び特定技能制度について、分野・受入れ見込数の設定、監理支援機関の要件厳格化等を行うほか、外国人育成就労機構を含め必要な体制を整備する。認定日本語教育機関の体制整備・活用を進める。

(2)外免切替手続・社会保障制度等の適正化

外国の運転免許の日本の運転免許への切替手続(外免切替手続)について、運転免許の住所確認の厳格化や知識確認・技能確認の審査内容の厳格化を進める。外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向けて、未納付情報や医療費不払情報の連携による在留審査への有効活用、外国人の保険適用の在り方等の検討を行う。児童手当・就学援助の実態に即した適正利用を図る。

(3)国土の適切な利用及び管理

外国人による土地等の取得を含む国土の適切な管理・利用について、政府横断的な司令塔体制の下、総合的な検討を行う。外国人を含めた全国の土地等の透明性を高めるため、土地に関連する台帳の所有者等の情報、データベースの充実について対応を検討する。

安全保障に関しては、重要土地等調査法等による対応を進めるとともに、内外の情勢等を見極めつつ、同法の見直しを含めて更なる検討を進める。

(4)観光・短期滞在者への対応の強化

外国人観光客等の受入れと住民の生活の質の確保を両立させるため、観光・短期滞在者の犯罪・迷惑行為への対応を強化する。

外国人との秩序ある共生社会の実現について（内閣総理大臣指示）
(令和7年11月4日)

一 人口減少に伴う人手不足の状況において外国人材を必要とする分野があることは事実です。インバウンド観光も重要です。しかし、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、国民の皆様が不安や不公平を感じる状況が生じていることも、また事実です。

排外主義とは一線を画しつつも、こうした行為には、政府として毅然と対応します。関係閣僚におかれましては、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、次の取組を強力に進めるようお願いします。

二 第一に、既存のルールの遵守・各種制度の適正化についてです。

① 法務大臣は、

- ・不法滞在者ゼロプランの強力な推進
 - ・在留資格の審査の厳正な運用（納税状況等の活用を含む）と在留資格の在り方・帰化の厳格化の検討
 - ・外国人の受け入れの基本的な在り方に関する基礎的な調査・検討
- をお願いします。

② 厚生労働大臣、文部科学大臣をはじめとする各種制度を所管する各大臣は、その適正利用等に向けた取組を推進してください。具体的には、

- ・国保料、医療費（入国前の民間医療保険への加入の検討を含む）、児童手当、就学援助、外国人留学生・外国人学校に対する支援をはじめとする各種制度・運用の見直し・適正化の推進
 - ・入管庁と市区町村又は関係行政機関との情報連携の推進
 - ・在留外国人（成人・子供）への日本語教育の充実
 - ・査証手数料と在留許可手数料について、主要国の水準等を踏まえた見直し
- をお願いします。

③ 土地交通大臣は、日本人出国者に配慮しつつ、国際観光旅客税の拡充、観光客の過度な集中の防止と地方分散の推進、マナー違反等のオーバーツーリズム対策の強化、同大臣、厚生労働大臣、地方創生担当大臣は、

各種民泊の適切な運営確保に向けた具体的な対応策の検討を進めてください。

- ④ 国家公安委員会委員長は、外国人犯罪に適切に対応してください。具体的には、
- ・国内関係機関や外国捜査機関等と連携した違法行為の厳正な取締り
 - ・入管庁との連携による不法滞在者対策の推進
- をお願いします。

三 第二に、土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理についてです。国民の皆様の不安は、外国人による不動産保有の実態がよく分からることにも起因しています。このため、外国人による不動産保有の実態把握に向けて、具体的には以下の取組を行ってください。

- ① 法務大臣及び農林水産大臣は、「不動産の移転登記時」及び「森林の取得の届出時」の、国籍把握の仕組みの検討をお願いします。
- ② 財務大臣は、外為法に基づき、国外居住者による不動産取得について、幅広く把握する仕組みの検討をお願いします。
- ③ 國土交通大臣は、国外からの取得を含めたマンションの取引実態の早急な把握と結果の公表をお願いします。
- ④ 法務大臣及びデジタル大臣は、把握した国籍情報も取り込み、一元的なデータベースとして「不動産ベース・レジストリ」が機能するよう検討をお願いします。

併せて、外国人の土地取得等のルールの在り方を検討するため、外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣、防衛大臣及び外務大臣は、安全保障への影響や、国際約束との関係を具体的に精査してください。

四 今般、新たに設置した外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣におかれては、関係閣僚と連携し、実情等を踏まえ、不斷に取組の強化を進めてください。

五 各閣僚におかれては、実施可能な施策は順次実施いただき、有識者会議における御議論も踏まえ、来年一月を目途に当会議で改訂予定の「総合的対応策」において、基本的な考え方や取組の方向性をお示しできるよう、スピード感を持って検討を進めていただくよう、よろしくお願ひ申し上げます。

「外国人との秩序ある共生社会推進室」の設置について

参考資料 1 – 4

設置目的

- 我が国が成長型経済への移行を確実なものにするためには、海外活力の取り込みが不可欠。そのためにも、一部の外国人による犯罪や迷惑行為、各種制度の不適切な利用など、国民が不安や不公平感を有する状況も生じており、ルールを守らない方々への厳格な対応や、こうした状況に対応するための制度・施策の見直しが必要。
- 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた様々な施策を総合的に推進していくため、内閣官房に、外国人施策の司令塔となる事務局組織として「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置。

構成員

室長 内閣官房副長官補（内政担当）

室長代行 内閣官房副長官補（外政担当）

室長代理 出入国在留管理庁次長、内閣府政策統括官（重要土地担当）

次長 内閣審議官、関係府省庁局長級職員

※ 以上のほか、関係府省庁（内閣官房、法務省、出入国在留管理庁、内閣府、こども家庭庁、厚生労働省、文部科学省、警察庁、国税庁、外務省、総務省、デジタル庁、農林水産省、林野庁、国土交通省、観光庁）の課長級以下の職員。

取組方針

実態把握や国・自治体の情報基盤整備を行うとともに、法令遵守の徹底、制度の適正利用、透明性の確保の観点から、国内社会のグローバル化を前提としていない制度・運用全般を見直すなど、総合的・施策横断的取組を進める。

検討事項

- 出入国在留管理の一層の適正化
- 外免切替手続・社会保障制度等の適正化
- 国土の適切な利用及び管理
- 観光・短期滞在者への対応の強化

外国人の受け入れの基本的な在り方の検討のための論点整理（概要）

～活力ある強い日本の実現／国民の安全・安心の死守～

① 問題意識

- 人口減少及び在留外国人数増加が加速度的に進む中で、現在、約2.82%の総人口における外国人比率が10%台となるとの政府機関の予測等を真剣に受け止め、これを見据えた出入国在留管理基本計画の策定を始めとする対策を講じておく必要
- 国民の安全・安心を死守すると同時に、外国人比率10%時代を見据え、外国人との眞の共生を実現しながら眞に活力ある日本社会の実現へ
- 今後の外国人の受け入れの基本的な在り方について必要な検討を今こそ行うべき

② 現行の外国人受け入れ制度

- 外国人の受け入れ政策は、二分論（専門的・技術的分野においては積極的な受け入れを推進し、それ以外の分野においては国民のコンセンサスを踏まえつつ慎重に検討）を採用
- 外国人の受け入れ環境整備は、法務省が総合調整機能を担っている
- 就労を目的とした在留資格であっても「特定技能」及び「育成就労」以外の在留資格や、就労を目的としない在留資格に関しては、基本的に、外国人の受け入れ上限数や通算在留期間の上限を設定していない

③ 現状に対する課題等

- 将来的な人口減少を見据えて経済社会を支えるために外国人受け入れの必要性・許容性に関する戦略的検討や、外国人比率が高くなった場合を想定した社会への影響等の観点から在留外国人に関する量的マネジメントや諸制度の適正化の枠組みに関する議論がされてこなかった
- 外国人の受け入れの基本的な在り方について検討を開始する必要
- まずは、外国人が社会に与える影響等について、出入国及び在留管理の観点のみならず、複数の観点から中長期的かつ多角的な検討が有用

④ 今後の外国人の受け入れに当たって考えられる視点

1 経済成長の観点

継続的な経済成長のため、将来的にどの程度の外国人を受け入れることが適切か等

2 産業政策の観点

どのような産業・業務にどのような外国人がどの程度必要か等

3 労働政策の観点

どのような外国人をどの程度受け入れることにより、国内労働市場にどのような影響があるか、受け入れた外国人の適切な労働条件が確保できるか等

4 税・社会保障等の観点

どのような外国人をどの程度受け入れることにより、税・社会保障制度にどのような影響があるか等

5 地域の生活者としての観点

外国人が地域社会に与える様々な影響等を踏まえ、外国人を地域の生活者としてどのように受け入れていくか等

6 治安の観点

外国人を受け入れることにより治安にどのような影響を与えるか等

7 出入国及び在留管理の観点

従来の在留資格制度の趣旨・経緯を踏まえつつ、今後も増加が見込まれる在留外国人数を考慮し、出入国及び在留管理の基本的スタンスを維持すべきか、一定の受け入れ上限数等の設定の是非等を含め、在留資格制度等の在り方について検討する等

外国人の受け入れの基本的な在り方の検討のための論点整理（概要）

～活力ある強い日本の実現／国民の安全・安心の死守～

⑤ 検討項目

1 出入国及び在留管理上の当面の課題

- 共生社会の実現に向け、国民の安全・安心を守るために、不法滞在者を含むルールを守らない外国人には厳正に対処（JESTAの早期導入や適切な送還の実施等のいわゆるゼロプラン（令和7年5月に公表）等）
- 個々の在留資格等において悪用等が指摘されるものについて、運用状況の継続的把握と適正化に向けた検討・対応

2 外国人の受け入れの在り方に関する検討課題

- 今後の出入国在留管理行政を考える上で、出入国及び在留管理の観点を前提としつつ、中長期的かつ多角的観点から、外国人の受け入れが社会・経済に及ぼす様々な影響等の把握に必要な調査方法・内容の検討・実施等により、外国人の受け入れの在り方についての総合的な検討を開始

⑥ 総括

- 出入国在留管理政策懇談会（法務大臣の私的懇談会）での積極的な議論を期待しながら、出入国在留管理庁において、調査・検討に必要な体制整備を図った上で、出入国及び在留管理の観点から必要な検討を可能な限り進めていくとともに、関係省庁との緊密な連携の下、必要な協力を得て、諸課題への対応を検討することで、多角的観点から外国人の受け入れの基本的な在り方に関する検討を進め、国民の安全・安心と日本の経済・社会の活力と力強く持続的な成長に資する出入国在留管理行政を実現することが重要

特定技能制度及び育成労制度に係る制度の運用に関する基本方針の概要

1 両制度の意義・受入れ分野に関する事項

【特定技能制度について】

- 特定技能制度の意義は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。
- 特定技能制度の特定産業分野は生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上でなお人材を確保することが困難な分野とする。

【育成労制度について】

- 育成労制度の意義は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成労産業分野）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、育成労産業分野における人材を確保する仕組みを構築することである。
- 育成労外国人の受入れは、特定産業分野のうち、特定技能1号水準の技能を3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野（育成労産業分野）に限って行う。
- 育成労において派遣形態での受入れができるのは、季節的業務に従事させる必要がある分野に限られる。

【両制度の共通事項について】

- 分野別運用方針で、人手不足の状況を踏まえて受入れ対象分野を定める。
- 分野別運用方針において、原則として5年ごとの受入れ見込数を示し、受入れ見込数は外国人受入れの上限数として運用する。

2 受け入れる外国人材に関する基本的事項

- 1号特定技能外国人、2号特定技能外国人、育成労外国人について、求められる技能及び日本語の水準、在留期間、家族帯同の可否等についてそれぞれ定める（整理すると以下の表のとおりとなる。）。

	育成労	特定技能1号	特定技能2号
技能水準 ※1	終了時点で特定技能1号水準に達することが必要	相当程度の知識又は経験を必要とする技能（特定技能1号評価試験、技能検定3級等を想定）	熟練した技能（特定技能2号評価試験、技能検定1級等を想定）
日本語能力水準 ※1	就労開始前:A1相当（相当講習でも可） 終了時点:A2相当	A2相当	B1相当
期間	3年 (試験に不合格だった場合、最長1年延長)	通算で5年を上限一部例外を規定 ※2	在留期間の更新回数に上限はない
家族帯同	基本的に不可	基本的に不可	可能

※1 技能・日本語能力に関する水準は試験により確認する。試験は分野別運用方針において定める（分野の実情に応じて上乗せ可能）。

※2 妊娠・出産等に係る期間は、通算期間に含めない。また、特定技能2号評価試験等に不合格になった場合、一定の要件の下で最長1年の在留継続を認める。

3 受入れ機関に係る施策等に関する基本的事項

- 特定技能外国人の受入れ機関は、特定技能外国人に職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務がある。
- 育成労外国人の受入れ機関は、育成労計画に基づいて育成労を行わせ、目標とする技能及び日本語能力の試験を受験させる義務がある。
- 育成労制度における転籍制限期間（1年～2年）は各受入れ分野において定める。

4 制度運用に関する関係行政機関の調整に関する基本的事項

- 法務省は、特定技能外国人等の実態に係る情報を収集し、関係機関と共有し、適切な連携をする。
- 厚生労働省は、都道府県労働局等を通じて受入れ機関等を適切に監督する。
- 法務省及び厚生労働省は、育成労計画の認定制や監理支援機関の許可制を適正に運用する。
- 外国人育成労機構は、主務大臣等の委託を受けて育成労に関する権限を包括的に行使する。
- 分野所管省庁は、特定技能制度及び育成労制度に係る分野別運用方針において、受入れ機関等に課す上乗せ要件を設定する。
- 法務省、厚生労働省等は、悪質ブローカー等の排除を徹底する。
- 送出国との間で二国間取決め（MOC）を作成し、送出しの適正化等に関する取組を推進する。
- 各分野における人手不足の状況の継続的な把握に努め、その状況等を踏まえて、必要な時は外国人の受入れを停止又は再開する。
- 外国人の受入れ状況を継続的に把握し、問題が生じた場合においては関係機関が連携して適切な対応を取る。
- 受入れにより行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう関係機関は、情報の連携及び把握に努める。

5 その他の重要事項

- 大都市圏に人材が過度に集中しないよう配慮に努める。
- 外国人及び受入れ機関は、公租公課を支払う責務があり、制度所管省庁は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、関係行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。
- 被送還者の自国民引取義務を適切に履行していない国からの受入れは行わない。
- 改正法の施行後一定の期間が経過した際には基本方針の見直しを行う。

基本方針、分野別運用方針及び関係省令について

基本方針、分野別運用方針及び関係省令

1 基本方針

入管法及び育成労法に基づき、特定技能制度及び育成労制度の運用の基本的事項について定めるもの

2 分野別運用方針

入管法及び育成労法に基づき、かつ、基本方針にのっとり、各分野ごとに特定技能制度及び育成労制度の運用に関する事項について定めるもの

3 関係法令

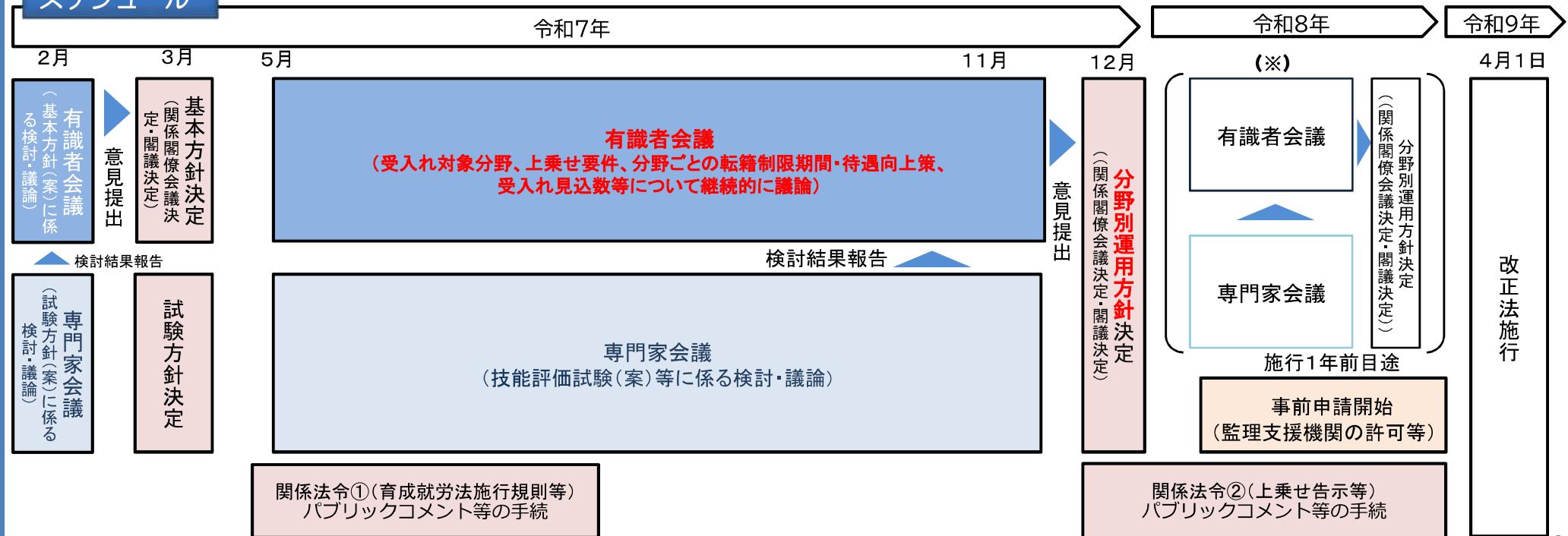
①育成労法施行規則等

入管法及び育成労法からの委任により同法の詳細な内容（育成労計画の認定基準、監理支援機関の許可基準等）について定めるもの

②上乗せ告示等

分野の特性に応じて上乗せ要件等を定めようとする特定の分野及び当該上乗せ要件等を定めるもの（分野別運用方針を踏まえて令和7年12月頃から必要な告示等を整備していく予定）

スケジュール



※ 各分野において、分野別運用方針の変更を要する場合や、更なる受入れ対象分野の追加希望があれば、検討する(令和9年度以降も同様に運用予定)。

特定技能制度及び育成労制度の分野別運用方針に向けた作業開始について①

【対象分野（案）】

両制度における外国人受入れの基本的な考え方・受入れ対象分野の定義（基本方針）

【特定技能制度及び育成労制度における外国人受入れの基本的な考え方】（基本方針第一の1）

外国人の受入れにより我が国の健全な労働市場の形成、良好な治安の維持等の安全・安心な社会の実現に向けた取組、送出国との良好な関係の維持等に与える影響を十分考慮しつつ、生産性向上のための取組や国内人材の確保を行ってもなお当該分野における人手不足が深刻であり、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要な分野に限って、必要な範囲で外国人の受入れを行う

【特定産業分野及び育成労産業分野の定義】（基本方針第二の1（1）、2（1））

- 特定産業分野：人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野
- 育成労産業分野：特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦における3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野

両制度の対象分野イメージ（案）

特定産業分野：19分野（P）（※1・2）

育成労産業分野：17分野（P）（※1・2）

※3

特定産業分野の概要（案）

：既存分野

介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野
造船・舶用工業分野	自動車整備分野（※4）	宿泊分野
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野
外食業分野	木材産業分野	林業分野

：既存分野のうち新たな業務区分等の追加を検討中である分野

：新たに追加を検討中である分野（※5）

工業製品製造業分野	鉄道分野
航空分野	飲食料品製造業分野（※4）
リネンサプライ分野	物流倉庫分野

資源循環分野

※1 特定産業分野について、政府として、深刻な人手不足の状況にあることを客観的指標（有効求人倍率）により確認

※2 有識者会議や専門家会議等の議論の過程で、一定の専門性・技能を要する業務であることの確認（技能水準の設定、試験の作成等）等を行うが、当該整理ができない分野は、継続検討として対象分野等の追加等が令和8年度以降に先送りとなることなどがある

※3 自動車運送業分野（業務に従事するに当たり、我が国の法令に基づく普通自動車運転免許等の取得が前提となっているもの）、航空分野

※4 自動車整備分野については、業務区分を「自動車整備業務区分」と「車体整備業務区分（仮称）」の2区分に切り分けることを検討中

飲食料品製造業分野については、業務区分を「飲食料品製造業」と「水産加工業」の2区分に切り分け、前者について対象の産業を追加することを検討中

※5 新たな分野の追加や業務区分等の追加については、業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査中